# typeless 利用規約

2026年12月版（2026年12月1日実施）　株式会社ワクドキ

## 第1章 総則

### 第1条（目的と適用）

1. この規約は、株式会社ワクドキ（以下「当社」）が提供する「typeless」（第2条で定めます。以下「本サービス」）の利用条件を定めるものです。
2. この規約は、本サービスを申し込んだ法人または個人事業主（以下「契約者」）と当社の間の、本サービスに関する一切の関係に適用します。
3. 申込書にこの規約と異なる定め（特記事項）があるときは、申込書の定めを優先します。

### 第2条（定義）

| 言葉 | 意味 |
|---|---|
| 本サービス | 当社が「typeless」の名称で提供する、入力を減らした問い合わせ・日程予約フォーム（typeless form）、1社ずつ文面を書き分けるフォーム営業（typeless sales）、商談の前後の事務を自動化する仕組み（typeless CRM）、およびこれらに付随する構築・運用・サポート |
| 申込書 | 当社所定の申込ページまたは書面で、契約者ごとの料金・利用開始日・特記事項を定めたもの |
| 初期構築 | 契約者のために、本サービスの設定・画面・メール文面・管理用スプレッドシート等を用意する作業 |
| フォーム営業 | 契約者の新規取引先候補の問い合わせフォーム等に、契約者の名義で商談のご案内を送ること |
| 商談先 | フォーム営業の送り先、および本サービスのフォームを通じて契約者に問い合わせ・予約をした企業・個人 |
| アポ | 第10条で定める、成果報酬の対象となる商談 |
| 管理記録 | 本サービスが自動で作る予約・カレンダー・メール・議事録等の記録 |
| 顧客データ | 本サービスで取り扱う商談先の情報（氏名、連絡先、名刺画像、商談の内容等） |

### 第3条（規約の変更）

1. 当社は、次のいずれかに当たるとき、この規約を変更できます。①変更が契約者の一般の利益に適合するとき ②変更が契約の目的に反せず、変更の必要性・内容の相当性その他の事情に照らして合理的なとき
2. 変更するときは、効力が生じる日の30日前までに、変更後の内容と効力が生じる日を、当社のWebサイトへの掲載とメールで契約者に知らせます。
3. 料金を上げる変更は、契約者が同意した場合を除き、すでに申し込んだ契約者には適用しません。

### 第4条（申込と契約の成立）

1. 本サービスの利用契約（以下「本契約」）は、契約者がこの規約に同意して申込書を送信（書面または電子契約の場合は署名・記名押印）し、当社が受付のメールを送ったときに成立します。
2. 申込ページから申し込んだ場合、当社は申込の日時・申込者・同意した規約の版を記録し、申込書と規約の控え（PDF）を契約者にメールで送ります。

3. 申込をする人は、契約者を代表して申し込む権限を持っているものとします。
4. 当社は、反社会的勢力との関係が疑われるときその他相当な理由があるときは、申込をお断りできます。

## 第2章 サービスの内容

### 第5条（サービスの内容）

1. 当社は、申込書の内容にしたがい、本サービスの初期構築、フォーム営業、および運用・サポートを行います。
2. 本サービスは、問い合わせ・商談の数を増やすことを目指すものですが、特定の件数・売上・受注を約束するものではありません。提案書等の試算は目安です。
3. 当社は、本サービスの質を上げるため、契約者の不利益にならない範囲で、機能や画面を追加・変更できます。

### 第6条（初期構築）

1. 当社は、申込後に契約者から「導入準備の質問」への回答等をもらい、初期構築を行います。主な内容は、フォームと予約画面の作成、営業担当者への振り分け設定、自動メールの文面、管理用スプレッドシートの用意です。
2. 初期構築の完了は、当社が契約者に「運用開始」を知らせた日とします。契約者は、運用開始から30日以内に、申込書の内容と違う点を当社に知らせることができ、当社は無償で直します。
3. 申込書にない作業や、運用開始後の大きな作り変えは、別途お見積もりのうえで行います。

### 第7条（フォーム営業）

1. 当社は、契約者と合意した対象（業種・地域・規模等）の企業に、契約者の名義でフォーム営業を行います。送信にかかるツールの費用は当社が負担します。
2. 文面の型（定型部分と書き分けの方針）は、初回の送信前に契約者の承認を得ます。その後の1社ごとの書き分けは、承認された型の範囲で当社が行います。
3. 当社は、問い合わせフォームに「営業のご連絡はお断り」などと明記している企業には送りません。送信先から今後の連絡を断られたときは、以後その企業には送りません。
4. 送信先からの苦情・問い合わせは、当社と契約者が互いにすぐ知らせ合い、協力して対応します。
5. 送信件数・送信先の選定・送る時期は、当社が契約者の商談の受け入れ余力を踏まえて決めます。契約者は、いつでも一時停止・再開を当社に依頼できます。

### 第8条（利用環境と契約者の協力）

1. 本サービスは、契約者がGoogle Workspace（Gmail・Googleカレンダー・Google Meet等）を利用していることを前提とします。その利用料は契約者が負担します。
2. 契約者は、初期構築と運用に必要な範囲で、営業担当者のカレンダーの共有、管理者の許可、Webサイトへのフォームの設置等に協力します。
3. 契約者の協力が得られないことによる遅れや不具合について、当社は責任を負いません。

### 第9条（AIが作る文章・画像）

1. 本サービスは、事前リサーチ、自動メール、議事録、お礼メール、提案書、グラフィックレコーディング等の作成にAIを使います。

2. AIが作る内容には誤りが含まれることがあります。お礼メール・提案書など、承認してから送るものは、契約者が内容を確認して送ります。
3. 契約者は、本サービスの設定で、承認せずに自動で送るものと承認してから送るものを選べます。

## 第3章 料金

### 第10条（成果報酬の対象となるアポ）

1. 成果報酬の対象となるアポは、フォーム営業の送り先の企業（その役員・従業員を含みます）が、フォーム営業のご案内から予約し、契約者との商談（オンライン・訪問・来社を問いません）が実際に行われたものです。
2. 次のものは、アポとして数えません。
   i. 商談先が当日参加しなかったもの、開始時刻までにキャンセルされたもの
   ii. 同じ企業との2回目以降の商談（日程調整に本サービスを使った場合も含みます）
   iii. 商談先の目的が、契約者への商品・サービスの売り込みだけだったもの（契約者が商談日から7日以内に当社に知らせた場合）
   iv. 契約者が事前に当社へ渡した「送らない企業の一覧」（既存の取引先・商談中の企業等）にある企業
3. 契約者自身のWebサイト・広告・名刺交換等から本サービスのフォームを通して入った問い合わせ・予約は、成果報酬の対象にしません。

### 第11条（料金）

| 料金 | 金額（税抜） | いつ発生するか |
|---|---|---|
| 初期費用（初期構築） | 500,000円 | 本契約の成立時 |
| 月額利用料 | 0円 | — |
| 成果報酬 | アポ1件あたり10,000円 | 商談が行われた日 |

1. 料金は申込書で定めた金額とし、上の表は標準の金額です。別に消費税をいただきます。
2. 初期費用は、本契約が終了した場合も返金しません。ただし、当社の責任で初期構築が完了しなかった場合は除きます。
3. グラフィックレコーディングなど、申込書で「別料金」とした機能は、申込書に定めた金額をいただきます。

### 第12条（アポの数え方と証跡）

1. アポの数は、管理記録（予約・カレンダー・議事録等）をもとに数えます。
2. 当社は、毎月の請求書と一緒に、アポの一覧（商談日・会社名・担当者）を契約者にお知らせします。
3. 契約者は、一覧を受け取ってから7日以内に、理由を添えて異議を申し出られます。その期間に申し出がなければ、一覧の内容で確定します。
4. 契約者は、本サービスのフォームを通して管理記録に入った予約・商談の記録を、成果報酬を減らす目的で書き換えたり消したりしないものとします。本サービスのフォーム以外で予約を受け付けることは自由です。

### 第13条（請求と支払）

1. 初期費用：本契約が成立した月の月末で締め、翌月に請求します。
2. 成果報酬：商談が行われた月の月末で締め、翌月に請求します。
3. 契約者は、請求書の発行月の月末までに、当社の指定する口座へ振り込みます。振込手数料は契約者の負担とします。
4. 支払いが遅れたときは、支払期日の翌日から支払う日まで、年14.6%の遅延損害金をいただきます。
5. 紹介パートナー報酬（第14条）との相殺など、支払の方法は契約者のご都合に合わせて相談できます。

## 第4章 紹介パートナー報酬

### 第14条（紹介パートナー報酬）

1. 契約者が紹介した企業（以下「紹介先」）が当社と本サービスの契約を結んだとき、当社は契約者に紹介パートナー報酬を支払います。別の紹介契約は結びません。
2. 報酬の額は、紹介先が当社に支払った料金（初期費用・成果報酬を含むすべて。税抜）の20%です。
3. 報酬は、紹介先の本サービスの契約が続くかぎり発生します。契約者自身が本契約を解約した後も、続けて支払います。
4. 紹介と認めるのは、紹介からおよそ6か月以内に紹介先が申し込んだ場合です。紹介の事実は、紹介先への確認など当社が合理的と考える方法で確かめます。同じ紹介先を複数の人が紹介した場合は、紹介先が指名した人を紹介者とします。
5. 当社は、紹介先から入金があった月の翌月末までに、支払通知書を送って報酬を振り込みます。契約者からの請求書は不要です。報酬には別に消費税を加えます。
6. 契約者が希望すれば、当社への支払いと相殺することもできます。
7. 契約者は、紹介のときに本サービスの内容や料金を事実と違う形で説明しないものとします。契約の締結や本サービスの提供は、すべて当社と紹介先の間で直接行います。

## 第5章 データ・個人情報・秘密保持・知的財産

### 第15条（顧客データの取り扱い）

1. 顧客データは契約者のものです。当社は、契約者から取り扱いの委託を受けて、本サービスの提供に必要な範囲でだけ使います。
2. 顧客データは、原則として契約者のGoogle Workspace（スプレッドシート・ドライブ・カレンダー等）に保存します。
3. 当社は、本サービスの提供のため、次の事業者のサービスに顧客データを渡すことがあります。当社は、これらの事業者について必要かつ適切な監督を行います。

| 事業者 | 使う目的 | 所在 |
|---|---|---|
| Google LLC（Google Workspace・Apps Script） | データの保存、メール送信、予約、録画・文字起こし | 米国 |
| Anthropic, PBC（Claude） | 名刺の読み取り、事前リサーチ、文面・議事録・提案書の作成 | 米国 |

| 事業者 | 使う目的 | 所在 |
| --- | --- | --- |
| Cloudflare, Inc. | フォーム・予約ページの公開、画像の作成 | 米国 |

1. 当社は、顧客データをAIの学習に使わせません。上の事業者のうちAIを提供するものについては、入力したデータを学習に使わない利用条件のものを使います。
2. 顧客データの漏えい、滅失、毀損が起きたとき、または起きたおそれがあるときは、当社はすぐに契約者に知らせ、原因の調査と再発防止に取り組みます。契約者が行う個人情報保護委員会への報告や本人への通知にも協力します。

**第16条（個人情報）**

1. 当社は、個人情報保護法その他の法令と当社のプライバシーポリシーにしたがって、個人情報を取り扱います。
2. 契約者は、自社のWebサイト等に、問い合わせ・予約で取得する個人情報の利用目的と、取り扱いを委託することを、自社のプライバシーポリシーで示すものとします。当社はその書き方の例をお渡しできます。

**第17条（秘密保持）**

1. 当社と契約者は、本契約に関して知った相手方の技術上・営業上の秘密（顧客データを含みます）を、相手方の承諾なく第三者に開示せず、本契約の目的以外に使いません。第15条の事業者への受け渡しは除きます。
2. すでに公になっている情報、自ら独自に知っていた情報、法令により開示を求められた情報は、秘密に含みません。
3. この条の義務は、本契約の終了後も3年続きます。顧客データについては期限を設けません。

**第18条（知的財産）**

1. 本サービスの仕組み・プログラム・画面の作り・文面のノウハウに関する権利は、当社にあります。契約者は、本契約の期間中、自社のためにこれらを使えます。
2. 契約者のために作った文面・提案書・議事録などの中身は、契約者が自由に使えます。契約者が提供したロゴ・商標・資料の権利は契約者にあります。
3. 当社は、契約者の同意を得た場合に限り、契約者の名称や導入事例を当社の宣伝に使います。

## 第6章 禁止事項・停止・責任

**第19条（禁止事項）**

契約者は、次のことをしてはいけません。

1. 法令や公序良俗に反する商品・サービスの勧誘に本サービスを使うこと
2. 第三者の権利（著作権・商標権・プライバシー等）を侵害すること
3. 本サービスの仕組みを複製・解析して、同じようなサービスを作る、または第三者に作らせること
4. 本サービスを第三者に貸したり、転売したりすること（当社が認めた場合を除きます）
5. 本サービスの運営を妨げること、不正なアクセスをすること

6. 第12条第4項に反して、管理記録を書き換えたり消したりすること

**第20条（サービスの停止）**

1. 当社は、次のとき、本サービスの全部または一部を一時的に止めることがあります。①点検・修理をするとき ②第15条の事業者のサービスが止まったとき ③天災地変その他やむを得ないとき
2. あらかじめ止めるときは、できるかぎり事前に契約者に知らせます。
3. 契約者が第19条に反したとき、または料金の支払いが60日以上遅れたときは、当社はフォーム営業など本サービスの提供を止められます。

**第21条（損害賠償）**

1. 当社と契約者は、本契約に反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
2. 当社が負う賠償の額は、顧客データの漏えいによる損害を含め、事故の原因が生じた月を含む**直前12か月間に、契約者が当社に支払った料金の総額を上限**とします。
3. 当社は、逸失利益などの間接的な損害や、特別な事情による損害は賠償しません。
4. 当社に故意または重大な過失があるときは、第2項と第3項は適用しません。

**第22条（免責）**

1. 当社は、本サービスによって問い合わせ・アポ・受注が特定の数になることを保証しません。
2. 当社は、商談先と契約者の間の取引や争いについて責任を負いません。
3. 当社は、第15条の事業者のサービスの仕様変更・障害、および契約者のGoogle Workspaceの設定による不具合について、当社に故意・過失がないかぎり責任を負いません。ただし、復旧にはできるかぎり協力します。

**第23条（反社会的勢力の排除）**

1. 当社と契約者は、自らとその役員が、暴力団・暴力団員その他の反社会的勢力ではなく、これらと関係を持たないことを表明し、将来にわたっても保証します。
2. 相手方がこれに反したときは、何の通知もなくすぐに本契約を解除できます。解除した側は、相手方に生じた損害を賠償しません。

## 第7章 契約期間・終了・一般条項

**第24条（契約期間と解約）**

1. 本契約に最低利用期間はありません。どちらかが解約するまで続きます。
2. 契約者は、解約したい日の1か月前までに当社にメールで知らせることで、いつでも解約できます。当社から解約するときは3か月前までに知らせます。
3. 解約の日までに行われた商談の成果報酬は、解約後も第13条にしたがって請求します。解約の日より前に予約され、解約の日から30日以内に行われた商談も同じです。

**第25条（解除）**

当社と契約者は、相手方が次のいずれかに当たるとき、通知して本契約を解除できます。

1. 本契約に反し、相当の期間を定めて直すよう求めても直さないとき
2. 支払停止、破産・民事再生等の申立て、差押えなど、信用が大きく悪化したとき

3. 第23条に反したとき

**第26条（契約終了後のデータ）**

1. 本契約が終わったら、当社はフォーム・自動メール・フォーム営業を止めます。
2. 契約者のGoogle Workspaceに保存された顧客データとスプレッドシートは、そのまま契約者が使い続けられます。
3. 当社の手元にある顧客データは、終了から30日以内に削除し、契約者から求めがあれば削除したことを知らせます。法令で保存が必要な記録と、料金の計算に使った管理記録は除きます。
4. 第14条（紹介パートナー報酬）、第17条（秘密保持）、第21条（損害賠償）、この条、第27条から第29条は、本契約が終わった後も効力を持ちます。

**第27条（権利の譲渡）**

当社と契約者は、相手方の承諾なく、本契約上の地位や権利義務を第三者に譲り渡したり、担保に入れたりできません。ただし、当社が合併・事業譲渡等で本サービスの事業を引き継ぐ場合は、本契約の地位も引き継ぐことができます。

**第28条（準拠法と裁判所）**

本契約には日本の法律を適用します。本契約に関する争いは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第29条（協議）**

この規約に定めのないことや、解釈に疑問が生じたことは、当社と契約者が誠実に話し合って解決します。

**附則**

この規約は2026年12月1日から実施します。（typeless 利用規約 2026年12月版）

株式会社ワクドキ　〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号 大阪駅前第3ビル11階2号室